

市議 2 親等以内の契約制限「合憲」 公共工事巡り最高裁

2014 年平成26年 5 月 27 日 13:37

市議の 2 親等以内の親族が経営する会社と市が公共工事の契約をすることを制限した広島県府中市の政治倫理条例が憲法に反するかどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第 3 小法廷(岡部喜代子裁判長)は 27 日、「議員の公正さや議会の信頼を保つための正当な規制で、合憲だ」との初判断を示した。最高裁は判決で、規制により憲法の保障する議員活動の自由に制約が生じるとしても、失職など厳しすぎる制裁を加えない限りは違憲とはいえない、と指摘した。〔共同〕

最高裁は条例を違憲無効とした二審広島高裁判決を破棄し、審理を高裁に差し戻した。4 人の裁判官全員一致の結論。

問題となった「議員政治倫理条例」は、市議本人や配偶者だけでなく、2 親等以内の親族が経営する会社についても、市との請負契約などを辞退するよう定めている。府中市によると 2008 年の制定当時、全国の少なくとも 18 自治体に同様の条例があったという。

訴訟では、条例違反の警告を受けた元市議が原告となり、市に損害賠償を求めた。一審広島地裁は請求を退けたが、二審が変更し、市側に計 33 万円の支払いを命じた。これを不服として市が上告していた。